

III. 災害支援活動

1. 災害支援時の心構え

- 1) 自分の生活については、自分で責任を持つ。
- 2) 自分の健康は、自分で管理する。

2. 災害支援時の出動にあたって

1) 要請に応えるための準備

- (1) 家族及び職場の所属長の了解を得る。
- (2) 自分の専門性を明確に伝える。
- (3) 活動期間は、移動日を含める。

災害支援ナースは全体で4日間を超えない。災害救援看護ボランティアは1週間を超えない。

- (4) 当協会より各施設を通じて支援活動の依頼を受けたら、活動に移れるよう環境を整える。

2) 心の準備

- (1) 無事に帰還することを心掛ける
- (2) 気持を楽に持つ
- (3) 気負いすぎない

3) 持参する物品の準備

災害前後の時間経過や季節・活動場所により微妙に異なる。自分自身が活動を続けるために「自己完結で滞在・移動できる身支度」をしっかりと行なう。災害状況等により判断する。

4) 情報収集

被災地の状況は、日々刻々と変化している為、ラジオ・テレビ等で常に新しい情報を収集しておくことが必要である。

5) 活動中の事故・病気等の保障、諸手続き

(1) 職場との関係

支援活動中の取り扱いや身分保障の取り扱いがどうなるのか確認しておく。
(出張・有給休暇・職務専念義務の免除等)

(2) 保険

派遣要請に応じた災害支援ナースの傷害保険については、日本看護協会が国内旅行傷害保険（天災危険含む）に加入する。（P17 参照）

災害救援看護ボランティアは京都府看護協会がボランティア保険に加入し、京都府が負担する。

(3) 現地でのアクセス確認

救護を必要としているところに、いち早くたどり着くために、現地に着いたら、どこの誰を尋ねればよいか、事前に当協会に確認しておく。

(4) 交通費、宿泊費

災害支援ナースは日本看護協会より手続きにより後日支給される。上限20,000円を超える費用が発生した場合は（P19 参照）京都府看護協会が内容を精査して支給する。

京都府災害救援看護ボランティアは指定の集合場所までの交通費は当協会が負担し、集合場所から活動地までは府・市町村が移送する。

6) 現地への援助

- (1) 指定された場所に集合する。
- (2) 現地に向かうには、最新の交通情報を収集する。

7) 着任時

オリエンテーションは無いところが多いので、積極的に情報を収集する。

- (1) 支援を要請した機関・施設からの指示に従って活動する。
- (2) 活動期間中の連絡担当者を確認する。

8) 活動中

- (1) 支援内容は、時間の経過に伴って、被災地のニーズが変化していくので、現地との連携・調整を図りながら支援活動を行なう。
- (2) 活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所等の確認をする。
- (3) 活動開始日、終了日（交替時）には災害対策本部（京都府看護協会）に報告する。
- (4) 支援者の健康管理等
 - ①休息を必ずとる。
 - ②栄養をきちんと摂る。
 - ③気分転換を図る。
 - ④自分自身の安全を確保する。

9) 活動終了後

- (1) 災害支援活動の終了後は、医療・福祉施設等代表者に連絡をする。
- (2) 災害支援ナースは後日、災害支援ナース活動報告書（様式3）を記入し、京都府看護協会に提出する。
- (3) 災害救援看護ボランティアも後日、災害支援ナース活動報告書（様式3）を使用し、京都府看護協会に提出する。
- (4) 当協会事務局は上記をコピーし、1枚は保存、1枚は医療・福祉施設代表者に送付する。

その他 日本看護協会公式HP 看護職のみなさまへ 災害看護のページ参照

<http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/saigai/index.html>